

## 別記 第● 廃棄物・建設発生土

## 1 環境影響評価の対象

## (1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴い発生する廃棄物又は建設発生土の量及び種類並びにそれらの削減の程度を対象とする。

なお、対象とする廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とし、建設発生土は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂とする。

ただし、汚染土壌の場外運搬を行う場合は、廃棄物・建設発生土の環境影響評価項目ではなく、「第● 土壌」の環境影響評価項目で扱う。

循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた、枯渇性資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては環境影響評価の対象とはしないが、可能な範囲で、事業の計画内容又は環境の保全のための措置等に記載することが望ましい。

## (2) 項目選定する対象事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ただし、廃石綿等や感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の発生及び処分が予想される場合は、その量にかかわらず、原則として廃棄物・建設発生土を環境影響評価項目に選定する。

ア 工事中に、一般廃棄物若しくは産業廃棄物が発生し、又は建設発生土を場外搬出すると予想される場合

イ 存在・供用時に、一般廃棄物又は産業廃棄物が発生すると予想される場合

## 2 調査

## (1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

## (ア) 一般廃棄物及び産業廃棄物に関する事項

- a 資源化施設の位置、処理能力
- b 中間処理施設及び最終処分場の位置、処理能力
- c 類似事業における廃棄物の種類ごとの発生量等の原単位

## (イ) 建設発生土に関する事項

- a 工事間利用の状況
- b 土質改良プラントの位置、受入可能量

- c 内陸受入地の状況
- d 類似事業における建設発生土の発生量等の原単位

イ 関係法令、計画等

- (ア) 循環型社会形成推進基本法
- (イ) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (エ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- (オ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (カ) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (キ) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
- (ク) 神奈川県循環型社会づくり計画
- (ケ) 横浜市一般廃棄物処理基本計画
- (コ) その他必要な法令、計画等

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を次に掲げるの中から選択し把握する。

- (ア) 土地利用の状況
- (イ) 交通の状況
- (ロ) その他予測及び評価に必要な事項

(2) 調査方法等

ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況

- (ア) 調査地域、調査地点  
対象事業実施区域及びその周辺とする。ただし、類似事業における原単位については、特に設定しない。

- (イ) 調査方法  
原則として最新の既存資料の収集整理による。  
また、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

- (ア) 調査地域、調査地点  
原則として対象事業実施区域及びその周辺とする。
- (イ) 調査方法  
最新の既存資料の収集整理を行い、必要に応じて現地調査、専門家及び関係機関等へのヒアリングなどを行う。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量を最小限にとどめる水準
- (2) 建設発生土の場外搬出量及び内陸受入地処分量を最小限にとどめる水準
- (3) その他科学的知見

4 予測

(1) 予測項目

次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の種類毎の発生量、排出量、資源化量及び最終処分量
- イ 建設発生土の発生量、場内利用量、場外搬出量及び場外搬出先ごとの量（工事間利用量、土質改良量、準有効利用量、内陸受入地処分量）
- ウ 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量の削減の程度
- エ 建設発生土の場外搬出量及び内陸受入地処分量の削減の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域

対象事業実施区域とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業が供用を開始し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 工事中

- (a) 施工計画
- (b) 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬計画
- (c) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画
- (d) 建設発生土の発生抑制、場内利用、場外搬出（工事間利用、土質改良、準

有効利用、内陸受入地処分)計画

- (e) 一般廃棄物及び産業廃棄物の自己処理計画
- (f) 委託処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理並びに建設発生土の最終搬出先までを確認するための方法等の内容を含む。）
- (g) その他必要な事項

b 存在・供用時

- (a) 対象事業に伴う計画人口
- (b) 生産工程等の事業計画
- (c) 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用、資源化、減量化、減容化、無害化計画
- (d) 一般廃棄物及び産業廃棄物の自己処理計画
- (e) 委託処理計画（一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を確認するための方法等の内容を含む。）
- (f) その他必要な事項

(4) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、削減の程度の予測にあたっては、対策を講じた場合と講じない場合に分けたうえで整理するものとする。

- a 対象事業の内容から推定する方法
- b 発生量等の原単位から推定する方法
- c 類似事例から推定する方法
- d その他適切な方法

(3) 予測結果

表や図等を用いて分かりやすく整理する。

5 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

- ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置
- イ 建設発生土の場外搬出の抑制、有効利用（工事間利用、土質改良、準有効利用）に関する措置
- ウ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の保管に関する措置
- エ 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の運搬・処分に関する措置
- オ 建設発生土の場外搬出の距離の削減に関する措置
- カ 資源の循環利用（再生素材又は搬入土砂の利用等）に関する措置  
再生素材を使用した資材、製品の選択（例：建設汚泥を原料とした流動化処理土

等)、他の工事に伴う建設発生土の利用

(2) 存在・供用時

ア 一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化に関する措置

イ 食品リサイクルに関する措置

食品廃棄物の飼料化、肥料化、バイオガス化等によるリサイクル

ウ プラスチックに係る資源循環の促進に関する措置

(7) プラスチック製品の使用の合理化

長期間使用、過剰な使用の抑制、又は薄肉化・軽量化された製品、再生プラスチックを用いた製品の使用

(4) 製品の原材料における再生プラスチックの使用

(7) 資源化等

エ 一般廃棄物及び産業廃棄物の保管に関する措置

オ 一般廃棄物及び産業廃棄物の運搬・処分に関する措置

カ 資源の循環利用（再生素材の使用等）に関する措置

製品の原材料への再生素材の使用、再生素材を使用した製品の使用

6 評価

原則として、数値化された予測結果を環境保全目標と対比することにより評価する。

また、事業者により実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかについて考察する。

7 事後調査

(1) 調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 調査方法等

ア 調査頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 調査地域

原則として予測地域とする。

エ 調査方法

原則として関連資料の整理とする。